

給実甲第1381号

令和8年3月19日

人事院事務総長

給実甲第192号の一部改正について（通知）

給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 規則第44条関係 1 用語の定義 第一において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 休職等 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条若しくは人事院規則1	第一 規則第44条関係 1 用語の定義 第一において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 休職等 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条若しくは人事院規則1

1—4（職員の身分保障）第3条の規定による休職、同法第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けたこと、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第16条に規定する病気休暇若しくは介護休暇をいう。

四～九（略）

2 復職時調整の要領について

一・二（略）

三 休職等の期間以外の期間において勤務しなかった日数（給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第37条関係第12項に掲げる事由により勤務しなかった日数を除く。）（1時

1—4（職員の身分保障）第3条の規定による休職、同法第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けたこと、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣又は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第16条に規定する病気休暇若しくは介護休暇をいう。

四～九（略）

2 復職時調整の要領について

一・二（略）

三 休職等の期間以外の勤務しなかった日数（給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第37条関係第12項に掲げる事由により勤務しなかった日数を除く。）が合算期間の6分の1

間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）が休職等の期間以外の期間から勤務時間法第6条第1項に規定する週休日、同条第3項及び勤務時間法第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日並びに給与法第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下この号において「週休日等」という。）を除いた期間と休職等の期間から週休日等を除いた期間に換算率（規則別表第8に定める休職期間等換算表の換算率欄に掲げる率をいう。以下同じ。）を乗じて得た期間とを合計した期間の6分の1に相当する期間の日数（その日数に1日未満の

に相当する期間の日数以上となる算定期間又は規則第37条第1項第3号に掲げる職員に該当した算定期間等に係る調整数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実に該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号俸数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。

端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)以上となる算定期間又は規則第37条第1項第3号に掲げる職員に該当した算定期間等に係る調整数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実^に該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号俸数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。

四・五 (略)

3 昇格、降格、異動との関係について

一・二 (略)

三 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第25条各号に掲げる異動があった場合は、規則第26条又は第28条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号俸を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について復職時

四・五 (略)

3 昇格、降格、異動との関係について

一・二 (略)

三 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第25条第1項又は第27条第1項若しくは第3項に規定する異動があった場合は、規則第26条又は第28条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号俸を基礎として、基準日

調整を行う。この場合において前各号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

4～6 (略)

7 令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定により号俸の切替え等が行われた職員に係る復職時調整の特例

一～四 (略)

五 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第25条各号に掲げる異動があった場合は、規則第26条又は第28条の規定を適用して再計算した場合に切替日前休職等の期間の初日に受けることとなる号俸を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について第1号に定めるところにより復職時調整を行う。この場合において前3号に該当すること

に相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合において前各号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

4～6 (略)

7 令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定により号俸の切替え等が行われた職員に係る復職時調整の特例

一～四 (略)

五 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第25条第1項又は第27条第1項若しくは第3項に規定する異動があった場合は、規則第26条又は第28条の規定を適用して再計算した場合に切替日前休職等の期間の初日に受けることとなる号俸を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について第1号に定めるところにより復職時調整を行う。

となるときは、それぞれそれ
らに準じて取り扱うものとし
る。

この場合において前3号に該
当することとなるときは、そ
れぞれそれらに準じて取り扱
うものとする。

以 上